

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2及び法第14条の6の規定により産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり公開します。

記

事業者の氏名又は名称	大月商会株式会社
許 可 番 号	第08509070885号（産業廃棄物収集運搬業） 第08559070885号（特別管理産業廃棄物収集運搬業）
所 在 地	兵庫県尼崎市南清水39番9号大月ビル
許 可 年 月 日	平成19年8月7日
許 可 の 内 容	産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。） 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。） 廃酸（廃鉛蓄電池係わるもので、水素イオン濃度指数 2.0以下のもの又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
処 分 の 年 月 日	平成22年2月12日
処 分 の 内 容	産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業の 許可の取消し
処 分 の 理 由	被処分者は、平成22年1月29日付けで山口県から産業 廃棄物処理業の許可取り消しを受けた。 これにより、同社は、法第14条第5項第2号イに規定す る法第7条第5項第4号二に該当するに至ったため。
備 考	